

## 第5章 不当労働行為事件の審査等

### 1 不当労働行為事件の審査

#### (1) 概要

平成31年・令和元年の不当労働行為事件の審査状況をみると、新規申立件数が2件と過去5年間で2番目に少なかった。

#### ア 取扱状況

係属した事件は、前年からの繰越しが4件、新規申立てが2件の計6件、終結件数は4件で、次年への繰越しは2件となった。

表1 取扱状況

(単位：件)

区分 年	係 属 件 数			終結件数	次年繰越し
	前年繰越し	新規申立て	計		
27	4	5	9	8	1
28	1	1	2	2	-
29	-	6	6	1	5
30	5	3	8	4	4
31・元	4	2	6	4	2
計	14	17	31	19	12
平均	2.8	3.4	6.2	3.8	2.4

#### イ 新規申立状況

##### (7) 月別状況

新規申立事件を月別にみると、3月、6月にそれぞれ1件の申立てがあった。

表2 月別申立件数

(単位：件)

区分 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
	27	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
29	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	2	6
30	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	3
31・元	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2
計	-	1	3	4	2	3	2	-	-	-	-	2	17
平均	-	0.2	0.6	0.8	0.4	0.6	0.4	-	-	-	-	0.4	3.4

(イ) 申立人別状況

新規申立事件を申立人別にみると、申立てがあった2件のうち、1件が組合申立て、1件が組合及び個人の連名による申立てであった。

表3 申立人別申立件数

(単位：件)

年	区分	組 合	個 人	組合・個人	計
27		4	-	1	5
28		1	-	-	1
29		6	-	-	6
30		2	-	1	3
31・元		1	-	1	2
計		14	-	3	17
平均		2.8	-	0.6	3.4

(ウ) 労働組合法第7条該当号別状況

新規申立事件を労組法第7条の該当号別にみると、申立てがあった2件のうち、1件が2号(団体交渉拒否)及び3号(支配介入)、1件が1号(不利益取扱い)、2号及び3号に関するものであった。

表4 労組法第7条該当号別申立件数

(単位：件)

年	区分	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	1・4号	2・3号	1・2・3号	1・3・4号	計
27		-	1	1	-	-	1	-	1	1	-	5
28		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
29		-	1	2	-	1	-	-	1	1	-	6
30		-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	3
31・元		-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
計		-	3	3	-	1	3	-	3	4	-	17
平均		-	0.6	0.6	-	0.2	0.6	-	0.6	0.8	-	3.4

(イ) 産業別状況

新規申立事件を産業別にみると、製造業及び医療・福祉がそれぞれ1件であった。

表5 産業別申立件数

(単位：件)

年	区分	製造業	情報通信業	運輸業・郵便業	教育・学習支援業	医療・福祉	サービス業(他に分類されないもの)	公務	計
27		2	-	2	1	-	-	-	5
28		-	-	-	-	-	1	-	1
29		1	-	1	1	-	2	1	6
30		-	1	-	1	-	1	-	3
31・元		1	-	-	-	1	-	-	2
計		4	1	3	3	1	4	1	17
平均		0.8	0.2	0.6	0.6	0.2	0.8	0.2	3.4

(注) 区分は、日本標準産業分類の大分類に準拠したものである。

(オ) 企業規模別状況

新規申立事件を企業規模別にみると、従業員49人以下及び従業員50～99人がそれぞれ1件であった。

表6 企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	計
	27	2	-	2	1	-
28	1	-	-	-	-	1
29	-	2	1	1	2	6
30	-	1	1	-	1	3
31・元	1	1	-	-	-	2
計	4	4	4	2	3	17
平均	0.8	0.8	0.8	0.4	0.6	3.4

ウ 終結事件の状況

(7) 終結状況

係属した6件のうち終結したものは4件で、関与和解によるものが2件、全部救済によるもの及び棄却によるものがそれぞれ1件であった。

表7 終結状況

(単位：件)

区分 年	取 下 げ・和 解				命 令・決 定					計
	取下げ	無関与 和解	関 与 和解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計	
27	-	1	4	5	-	-	3	-	3	8
28	-	1	-	1	1	-	-	-	1	2
29	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1
30	-	-	2	2	-	1	1	-	2	4
31・元	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4
計	-	2	9	11	2	1	5	-	8	19
平均	-	0.4	1.8	2.2	0.4	0.2	1.0	-	1.6	3.8

(イ) 終結率

終結率は66.7%で、前年を上回った。

表8 終結率

(単位：%)

区分 年	終 結 率	終 結 事 由 別 構 成 比		
		取 下 げ	和 解	命 令・決 定
27	88.9	-	62.5	37.5
28	100.0	-	50.0	50.0
29	16.7	-	100.0	-
30	50.0	-	50.0	50.0
31・元	66.7	-	50.0	50.0
平均	61.3	-	57.9	42.1

(注) 1 終結率＝終結件数÷係属件数×100.....表1及び表7参照

2 平均は、5年間の加重平均である。

(ウ) 終結事件の処理日数

総平均処理日数は491日で、前年より増加しているが、これは、終結した事件のうち1件が、808日を要したことによるものである。

表9 終結事件の処理日数

(単位：件、日)

区分 年	取 下 げ・和 解						命 令・決 定					総平均 処 理 日 数	
	平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					
		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上	731 日 以 上		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上		731 日 以 上
27	197	-	2	3	-	-	470	-	-	-	3	-	299
28	44	1	-	-	-	-	526	-	-	-	1	-	285
29	187	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	187
30	236	-	1	1	-	-	440	-	-	-	2	-	338
31・元	342	-	-	1	1	-	640	-	-	-	1	1	491
計		1	3	6	1	-		-	-	-	7	1	
平均	215.4	0.2	0.6	1.2	0.2	-	511.9	-	-	-	1.4	0.2	340.2

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

表10 命令・決定事件の審査段階別処理日数

(単位：日、回)

年	事件名	審査段階						総 処 理 日 数			
		申 立 日	第 1 回 調 査 前 日	第 1 回 調 査 日	最 終 調 査 日	最 終 調 査 翌 日	第 1 回 審 問 前 日		第 1 回 審 問 日	結 審 日	結 審 翌 日
27	Y 会 社	61		122(3)		42		131(3)		78	434
	Y 会 社	70		212(3)		75		52(2)		68	477
	Y 会 社	60		245(4)		47		66(2)		80	498
28	Y 会 社	73		209(5)		61		84(2)		99	526
29	-	-		-		-		-		-	-
30	Y 会 社	66		111(3)		62		78(3)		83	400
	Y 会 社	39		179(4)		69		85(2)		108	480
27~30年平均		61.5		179.7(3.7)		59.3		82.7(2.3)		86.0	469.2
31 ・ 元	Y 会 社	50		148(4)		140		69(2)		65	472
	Y 府	50		475(7)		79		78(2)		126	808
31・元年の平均		50		311.5(5.5)		109.5		73.5(2.0)		95.5	640
27~31・元年平均		58.6		212.6(4.1)		71.9		80.4(2.3)		88.4	511.9

- (注) 1 ( ) 内数字は、調査又は審問の回数である。  
 2 事件名欄の配列は、命令・決定を交付した順である。  
 3 処理日数の平均は、加重平均である。

### (イ) 不服の状況

令和元年に交付された命令1件（全部救済）に対して、使用者側から再審査申立てがあった。

**表 11 命令に対する不服状況**

(単位：件)

年	命令	左に対し提起された再審査・行訴の件数				
		労働者提起			使用者提起	
		再審査	行訴	再審査・行訴	再審査	行訴
27	3	1	-	-	-	-
28	1	-	-	-	1	-
29	-	-	-	-	-	-
30	2	1	-	-	1	-
31・元	2	-	-	-	1	-
計	8	2	-	-	3	-

### エ 調査・審問等の実施回数

審問等実施回数は前年を下回った。これは、係属事件数が減少したことが、主な要因である。

**表 12 調査・審問等実施回数**

(単位：回)

年	区分	調査	審問	合議	和解	計
7		17	4	7	19	47
28		-	2	4	-	6
29		11	2	-	8	21
30		22	3	6	24	55
31・元		6	4	6	11	27
平均		11.2	3.0	4.6	12.4	31.2

### オ 実効確保の措置勧告の申立状況

平成31年・令和元年中に審査の実効確保の措置勧告を求める申立てはなかった。

### カ 物件提出命令の申立状況

平成31年・令和元年中に物件提出命令を求める申立てはなかった。

### キ 年別取扱い・処理状況

年別の新規申立件数・係属件数の推移は、図1の1、取下げ・和解及び命令・決定件数の推移は、図1の2のとおりであり、いずれの件数も漸減傾向にある（年別の件数の内訳は後掲表13を参照）。

最近10年間の終結事件41件の内訳は、図2の下表のとおりであり、取下げ・和解が21件で、終結事件全体の51.2%を占め（その内訳は、無関与和解3件、関与和解18件）、命令・決定は20件で、全体の48.8%を占めており（その内訳は、全部救済2件、一部救済9件、棄却9件）、命令・決定の占める割合が、図2の上表の昭和24年から平成31年・令和元年までの終結件数における割合（32.2%）に比べて大きくなっている。

図1の1 新規申立・係属件数の推移

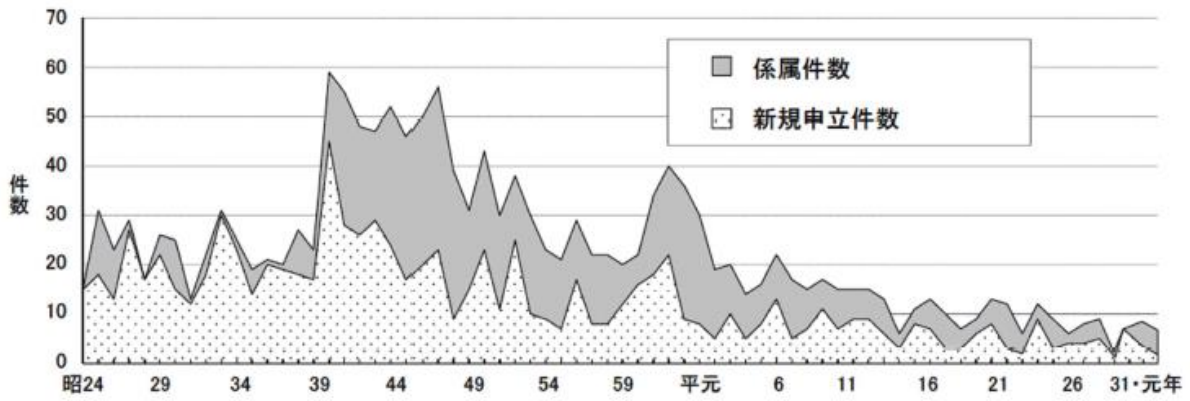


図1の2 取下げ・和解及び命令・決定件数の推移

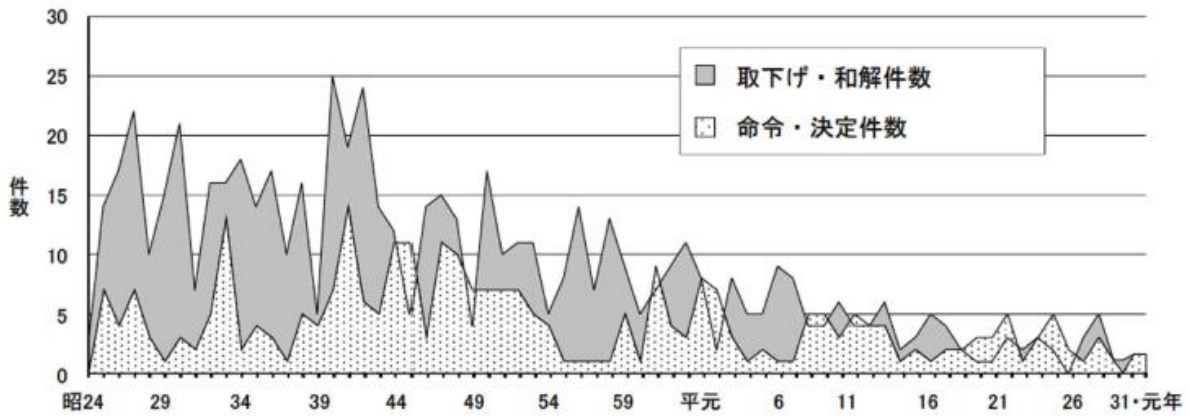
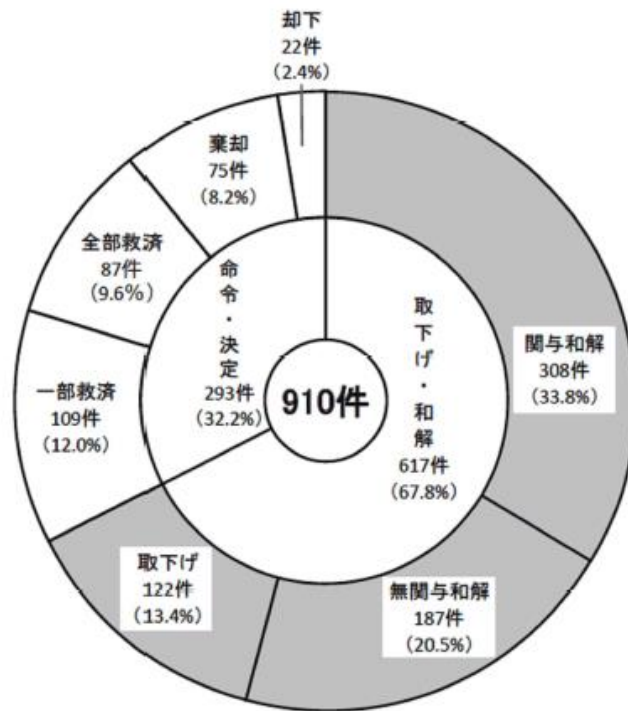
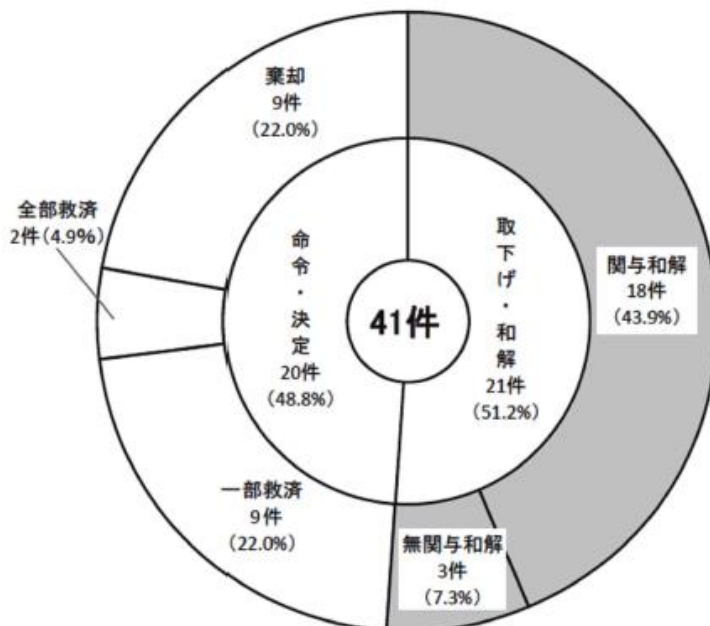


図2 終結状況（昭和24年～平成31年・令和元年）



（平成22年～平成31年・令和元年の10年間の再掲）



（注）内訳は、それぞれ四捨五入しており、全項目の合計が100%にならないことがある。



表 13 不当労働行為事件年別取扱・処理状況

(単位：件)

区分 年	係属件数			終 結 件 数										次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計	
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計		
24	-	15	15	-	-	2	2	-	-	-	-	-	2	13
25	13	18	31	3	-	11	14	-	1	2	4	7	21	10
26	10	13	23	-	6	11	17	-	-	4	-	4	21	2
27	2	27	29	8	9	5	22	2	-	4	1	7	29	-
28	-	17	17	5	4	1	10	-	-	2	1	3	13	4
29	4	22	26	9	2	4	15	-	-	1	-	1	16	10
30	10	15	25	9	5	7	21	1	-	2	-	3	24	1
31	1	12	13	1	4	2	7	1	-	1	-	2	9	4
32	4	18	22	2	5	9	16	3	-	2	-	5	21	1
33	1	30	31	3	6	7	16	1	6	6	-	13	29	2
34	2	23	25	-	6	12	18	-	1	1	-	2	20	5
35	5	14	19	3	8	3	14	-	2	2	-	4	18	1
36	1	20	21	1	8	8	17	-	2	1	-	3	20	1
37	1	19	20	2	4	4	10	1	-	-	-	1	11	9
38	9	18	27	1	6	9	16	4	1	-	-	5	21	6
39	6	17	23	4	-	1	5	1	3	-	-	4	9	14
40	14	45	59	1	18	6	25	-	5	2	-	7	32	27
41	27	28	55	5	4	10	19	4	4	2	4	14	33	22
42	22	26	48	2	9	13	24	1	4	1	-	6	0	18
43	18	29	47	3	7	4	14	1(1)	3	-	1	5(1)	19(1)	28
44	28	24	52	5	4	3	12	4	5	2	-	11	23	29
45	29	17	46	2	1	2	5	2	9	-	-	11	16	30
46	30	20	50	2	4	8	14	1	2	-	-	3	17	33
47	33	23	56	2	4	9(1)	15(1)	7	3	1	-	11	26(1)	30
48	30	9	39	1	3	9	13	6(2)	4	-	-	10(2)	23(2)	16
49	16	15	31	1	1	2	4	4	3	-	-	7	11	20
50	20	23	43	2	5	10	17	5	1	1	-	7	24	19
51	19	11	30	1	4	5	10	3	4	-	-	7	17	13
52	13	25	38	1	2	8	11	4	1	2	-	7	18	20
53	20	10	30	1	5	5	11	4	1	-	-	5	16	14
54	14	9	23	1	1	3	5	1	2	1	-	4	9	14
55	14	7	21	1	2	5	8	1	-	-	-	1	9	12
56	12	17	29	1	6	7	14	-	1	-	-	1	15	14
57	14	8	22	2	4	1	7	1	-	-	-	1	8	14
58	14	8	22	2	4	7	13	1	-	-	-	1	14	8
59	8	12	20	3	2	4	9	3	1	1	-	5	14	6
60	6	16	22	3	-	2	5	(1)	1	-	-	1(1)	6(1)	16
61	16	18	34	2	1	4	7	3	6	-	-	9	16	18
62	18	22	40	5	-	4	9	2	2	-	-	4	13	27
63	27	9	36	1	2	8	11	1	2	-	-	3	14	22

区分 年	係属件数			終 結 件 数										次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計	
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計		
元	22	8	30	3	-	5	8	4	2	2	-	8	16	14
2	14	5	19	1	-	1	2	1	2	4	-	7	9	10
3	10	10	20	1	2	5	8	1	2	-	-	3	11	9
4	9	5	14	-	-	5	5	1	-	-	-	1	6	8
5	8	8	16	2	-	3	5	-	-	2	-	2	7	9
6	9	13	22	4	2	3	9	-	1	-	-	1	10	12
7	12	5	17	-	1	7	8	-	1	-	-	1	9	8
8	8	7	15	1	2	1	4	1	2	2	-	5	9	6
9	6	11	17	1	1	2	4	-	1	-	4	5	9	8
10	8	7	15	-	4	2	6	1	1	-	1	3	9	6
11	6	9	15	-	2	2	4	-	1	2	2	5	9	6
12	6	9	15	1	-	3	4	-	1	1	2	4	8	7
13	7	6	13	3	-	3	6	1	1	2	-	4	10	3
14	3	3	6	1	-	1	2	-	-	1	-	1	3	3
15	3	8	11	1	1	1	3	-	-	2	-	2	5	6
16	6	7	13	1	1	3	5	-	-	-	1	1	6	7
17	7	3	10	1	-	3	4	-	-	2	-	2	6	4
18	4	3	7	-	1	1	2	-	-	2	-	2	4	3
19	3	6	9	-	-	1	1	1	1	1	-	3	4	5
20	5	8	13	-	-	1	1	1	-	2	-	3	4	9
21	9	3	12	-	1	2	3	-	4	-	1	5	8	4
22	4	2	6	-	1	1	2	-	-	1	-	1	3	3
23	3	9	12	-	-	3	3	-	3	-	-	3	6	6
24	6	3	9	-	-	2	2	-	4	1	-	5	7	2
25	2	4	6	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	4
26	4	4	8	-	-	3	3	-	-	1	-	1	4	4
27	4	5	9	-	1	4	5	-	-	3	-	3	8	1
28	1	1	2	-	1	-	1	1	-	-	-	1	2	-
29	-	6	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	5
30	5	3	8	-	-	2	2	-	1	1	-	2	4	4
31・元	4	2	6	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4	2
計		912		122	187	308(1)	617(1)	87(4)	109	75	22	293(4)	910(5)	

(注) ( )内の数字は、分離和解又は分離命令の数で外数である。

(2) 不当労働行為事件に係る審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

平成31年1月から令和元年12月までに終結した事件は4件で、うち3件は審査の目標である1年6箇月以内の終結を達成したが、1件は未達成であった。これら4件について、総平均処理日数は491日（約1年5箇月）、最低処理日数は190日（約7箇月）、最長処理日数は808日（約2年3箇月）である。

表14 審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

No	事 件 番 号 事 件 名 (労組法7条該当号)	申 立 人 (組 合 員 数)	被 申 立 人 (従 業 員 数) 業 種	請求する救済内容	申立年月日 終結年月日	終結状況 (不服申立て)	調査回数 審問回数	尋問証人数		処理 日数	審 査 委 員 労 側 参 与 委 員 使 側 参 与 委 員	備 考	終 結 事 件 の 目 標 達 成 の 状 況	
								申立人 申 請	被申立人 申 請				達成の 状 況	未達成 の理由
1	29-4 Y府 (2号)	X組合 (43)	Y府 (6,000) 地方公務	1 誠実団体交渉応諾 2 文書の揭示	29. 7. 5 元. 9. 20	棄却	調査 7 審問 2	1	1	808	佐々木 穂山 倉垣		未達成	争点整理に時日を要したため
2	29-5 Y <sub>1</sub> 会社他1社 (1・2・3号)	X組合 (140)	Y <sub>1</sub> 会社 (141) Y <sub>2</sub> 会社 (224) 道路旅客運送業	1 不利益取扱いの禁止 2 誠実団体交渉応諾 3 支配介入の禁止 4 チェック・オフの実施 5 文書の交付及び揭示	29.12. 8 31. 4. 15	関与和解	(調査 6) (審問 0)	0	0	494	藤井 山縣 南島	請求する救済 内容の追加 (30. 2. 20)	達成	-
3	30-1 Y会社 (1・3号)	X組合 (240)	Y会社 (53) 廃棄物処理業	1 配転命令の撤回 2 和解協定の遵守 3 文書の交付及び揭示	30. 6. 5 元. 9. 19	全部救済 (再審査)	(調査 4) (審問 2)	1	2	472	笠井 (西) 山本 塩尻		達成	-
4	30-3 Y会社 (1・3号)	X組合 (2) 個人1名	Y会社 (2,400) 教育・学習支援業	1 原職復帰・バックペイ 2 文書の交付及び揭示	30. 7. 11 31. 1. 16	関与和解	(調査 2) (審問 0)	0	0	190	藤井 穂山 倉垣		達成	-
5	31-1 Y会社 (2・3号)	X組合 (266)	Y会社 (15) 製造業	文書の交付及び揭示	31. 3. 4	審査中	(調査 3) (審問 0)	(0)	(0)	(303)	土田 師玉 安藤	請求する救済 内容の変更 (元. 7. 27)	-	-
6	元-2 Y法人 (1・2・3号)	X組合 (1,562) 個人2名	Y法人 (80) 医療・福祉	1 バックペイ 2 教育職員検定申請書の添付書類の再作成 3 誠実団体交渉応諾 4 文書の交付及び揭示	元. 6. 20	審査中	(調査 2) (審問 0)	(0)	(0)	(195)	青木 鍛冶 石津	請求する救済 内容の変更 (元. 10. 11)	-	-

- (注) 1 審査の目標は1年6箇月以内の終結であり、目標期間達成の状況は令和元年12月31日までに終結した事件についてである。  
 2 調査・審問回数、尋問証人数及び処理日数のうち( )内の数字は、審査中の事件についての申立日から令和元年12月31日までの数字である。  
 3 担当委員のうち、( )内は前担当委員である。